

金沢市監査公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 23 日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森 一敏

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 8 年 2 月 18 日
- (2) 措置を講じた局等 経済局産業政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和 7 年 4 月 11 日（令和 7 年監査公表第 8 号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|---|---|
| 中小企業デジタル人材拡充事業に関する十分な広報の実施 意見 09（51 ページ） 所管課が実施した専門学校へのヒアリングによると、年齢要件や提出書類の多さなどが令和 5 年度における申請につながらなかったのではないかとのことである。令和 6 年度においては、年齢要件の撤廃や提出書類の見直しなどを実施しているが、対象となる試験の種類や試験に合格した場合のみ助成するという要件は変更されていない。対象となる試験の種類は、経済産業省が認定する IT 人材育成に関する国家資格の位置づけを参考にしたとのことであるが、そもそも周知不足であるため、十分に広報をする必要がある。 | 試験の実施主体である独立行政法人情報処理推進機構のホームページに制度の案内を掲載したほか、市内工業団地の企業や金沢市商店街連盟の会員等に制度周知のチラシを配布し、十分な広報を行った。 |